## 加須市広報紙広告掲載募集要項

(令和6年9月12日市長決裁)

この要項は、加須市有料広告掲載要綱(平成22年加須市告示第1号)第12条に基づき、市の広報紙における広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

## (掲載位置)

1 広告の掲載位置は、広報紙お知らせページのうち、市が指定した 位置とする。なお、掲載は紙媒体の広報紙に限る。

(広告を掲載できる者の範囲)

- 2 広告を掲載できる者の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 事業を行う個人及び法人その他の団体
  - (2) その他市長が適当と認める者

(広告の規格)

- 3 広告の1枠当たりの規格は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 縦45ミリメートル
  - (2) 横82ミリメートル

ただし、2つの枠をつなげて1つの広告とする場合には、横 172ミリメートルとする。

(広告の掲載期間)

4 広告の掲載期間は、1箇月を単位とし、連続する掲載期間は6箇 月を限度とする。

(広告の掲載料)

- 5 1 箇月当たりの広告の掲載料は、1 枠 2 0, 0 0 0 円とする。 (掲載枠等)
- 6 広告の掲載枠は、10枠を上限とし、原則として1事業者につき 1枠とする。ただし、掲載枠に2枠以上の空きがある場合は、1事

業者につき2枠とすることができる。

(掲載の優先順位)

- 7 同時期に複数の者から掲載の申込みがあった場合であって、前項の掲載枠の上限を超える見込みがあるときは、次に掲げる優先順位に基づき、掲載の可否を決定するものとする。
  - (1)国、地方公共団体、公共的団体、公益法人及びこれらに準ず る者の広告
  - (2)公共的性格を有する企業等のうち、市内に事業所等を有する 者の広告
  - (3) 前号に規定するもの以外の企業及び自営業で市内に事業所等を有する者の広告
  - (4)前各号に該当しない者で、広告として掲載することが適当で あると市長が認める広告

(広告の掲載順)

8 広告の掲載順は、受付順により、広報紙の広告掲載位置の前から順に掲載するものとする。ただし、連続して2箇月以上掲載する場合は、1箇月単位で前欄へ移動するものとする。

(広告掲載料の納入)

9 広告掲載の決定通知を受けた者は、市長の指定する期日(以下「指定期日」という。)までに第5項に規定する掲載料を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の返金)

10 広告掲載の決定通知を受けた者が、第5項に規定する掲載料を納入した後に掲載を取り止める場合は、掲載を取り止めた月分以降の広告掲載料を返金するものとする。ただし、第11項(3)に基づき広告掲載の取消しをする場合は、この限りではない。

(広告掲載の取消し)

- 11 市長は、次に掲げる場合は、広告の掲載を取り消すことができる。
  - (1) 指定期日までに掲載料を納付しなかった場合
  - (2) 指定期日までに広告原稿を提出しなかった場合
  - (3) 広告の内容、デザイン等が、法令又はこの要項に違反した場合

(掲載希望者の責任等)

12 広告の内容に関する一切の責任は、掲載希望者が負うものとし、 広告原稿の作成経費は、掲載希望者の負担とする。

附 則

この要項は、令和6年10月1日から施行する。